

## 丹波片山家文書と守護代内藤国貞

—拙著を踏まえて読み直す—

はじめに

最近、筆者は戦国期の細川京兆家と畿内政治史に関する拙著を上梓した<sup>①</sup>。そこでの「あとがき」にも記したように、筆者はこの方面の研究を当初から志していたわけではなく、もともとは近世の幕藩体制や地方の戦国大名を研究対象としていた。ただし、学びや仕事の場が畿内であったため、戦国期の当該地域に関する史料や先行研究は傍観し続けていた。

かかる筆者の目には、自身の研究対象に比べると、戦国期の畿内はとにかくややこしい世界という印象で映っていた。そのため、そこでの権力のありかたを「京兆専制」・「同族連合体制」・「京兆家―内衆体制」・「在京大名」・「ブレ統一政権」などと一言で説明してもらおうと、素人目にもわかりやすく捉えることができてありがたかった<sup>②</sup>。しかし、史料を読み込めば読み込むほど、そのような一言の概念で捉えきれぬほど、畿内の戦国期権力は単純ではないことにも気付かされる。誤解を恐れずにいうならば、その一言の概念で捉えられる範疇に限定して史料を集め、それをもとに立論しているのではないかという疑念すら生じつつあった。もちろん、単純化した概念で捉える有効性を全面的に否定するつもりはないが、こと畿内

の戦国史については、それによって見落とすもののほうが大きいのではないかと思うようになってきたのである。

その点で顕著なのは、史料にしばしば登場するも、何者なのかよくわからない人物が畿内の戦国史には非常に多く残されているということである。かくして筆者の研究課題は、京兆家周辺で重要な動きをしている者の人物像を描くということになった。その際、できるだけ様々な階層の人物に焦点を合わせ、それぞれの立場での行動論理を整理していくという基礎作業を積み重ねることとした。いわば、個別人物史の集合体として畿内政治史を描こうとしたわけである。幸か不幸か、若手のような意気込みもなく、上述のように畿内戦国史の実情もそれなりに把握していたつもりだったので、何かしらの新たな概念を提示しなければならないという方向に意識は向かなかった。

あらゆる階層に視点を据えたことによって、拙著では下位身分の者が支配者側に立つ構造を動的に説明することができたと自負している。その反面、右の現象を一言の概念で説明することはあえて放棄したため、筆者の考えが一読しただけではわかりにくいという批判も出てくるかもしれない。それについては、複雑なものは複雑なものとして描くことが、畿内の

馬部隆弘

戦国史研究を進展させるうえで不可欠だという確信に基づくものとご理解いただきたい。

例えば、無理に一つ概念に収斂させるようなことはしなかったため、個々の人物史については、従来の学説よりは汎用性のある議論になっていくと思う。いうなれば、人物事典の項目のようなものである。実のところを述べると、単著としてまとめる際に、論文集としての体裁を保ちつつも、索引などを活用することで人物事典としても利用可能なものを目指していた。繰り返しになるが、この点も畿内の戦国史研究を次の段階に進めるために必要と判断してのことである。

右のような拙著の意図を実例に即して示すために、本稿では拙著を人物事典として活用しつつ、一つの文書群を読み直してみたい。対象とするのは、京兆家の守護分国である丹波の国人家に伝わったもので、比較的まとまった数のある片山家文書である。同家文書については、『和知町誌』編纂の過程で全翻刻がなされたのち、すでに黒田基樹氏が総括的に触れて全体の年代比定も試みている<sup>9)</sup>。そのため、さらに情報を読むことができれば、拙著の効能もそれなりに示すことができるであろう。

その作業にあたっては、議論ができるだけ散漫とならないように、丹波守護代の内藤国貞に焦点を合わせることとする。国貞については、拙著の随所で細かい指摘をしたが、まとめて論じることができなかった。また、守護代による国人編成のあり方についても、摂津における薬師寺家の事例しか明確には挙げていない。そこで本稿では、片山氏と国貞に関する基本的な情報を整理したうえで、内藤家による国人編成の特質について検討し、拙著の欠を補うこととしたい。なお、拙著の引用にあたっては「拙著・頁番号」、「片山家文書の引用にあたっては「片山・文書番号」と表記する。

## 一 細川京兆家の内訌と片山氏

### 1 細川澄元・晴元方としての片山氏

永正四年（一五〇七）の細川政元暗殺に端を発する京兆家を二分した家督争いは、複雑な変遷を遂げるため、渦中の人物も時期によって、時には史料の解釈次第で立場が変わってしまう。そのため、片山家文書を精読するにあたって、まずは片山氏がいかなる立ち位置にあったのか、あらかじめ整理しておく必要がある。

次に掲げる史料は、七巻に卷子装された片山家文書のなかでも「雑一」と題された卷子に属しているように、発給者や年代がはっきりしないものであった。それもあって、この史料の内容に触れた研究は、管見の限り存在しない。

【史料1】「片山一一五」

今度片山方知行、従可竹軒御代官職被仰付候間、人数入候之処、出野方種々扱候之間、先勢退申、彼知行分之儀、涯分長沢新三郎方と相談、上之儀可申候、聊不可有別儀候、弥入魂専一候、恐々謹言、

九月廿日

神五郎（花押）

福長神左衛門尉殿

同 忠兵衛殿

進之候

片山氏が知行するところに、可竹軒周聡が代官職を補任したという。そこで片山氏は、一族の出野氏および宛所の福長氏を介して差出の神五郎に調停を依頼しようである。【史料1】はそれへの返事である。

周聡は、幼い細川晴元を支える側近で、天文二年（一五三三）二月に戦没する「拙著二二二・二九七〜三〇二」。よって、【史料1】は晴元が四

国から堺に上陸してきた大永七年（一五二七）から天文元年までのものということになる。周聡が代官職補任という具体的な動きをみせ始めていることから、年代は享禄年間（一五二八～三〇）に絞ってよかろう。

享禄元年段階でまだ一五歳だった晴元の意思是、「晴元御前衆可竹軒・三好神五郎・木澤左京亮」の談合で左右されていたという<sup>④</sup>。この「御前衆」という表現は軍記物である右の一例でしかみられないが、実態分析はされることなく、その存在を所与の前提として議論が展開している<sup>⑤</sup>。そこで、筆者は可能な限りその実態に迫ろうとした「拙著二九七・四〇八」。結果、周聡に権限が集中する形で、御前衆が実態を伴って存在していたことを確認した。

御前衆のうち、木沢長政は享禄三年に初めて表舞台に登場するので「拙著三七三」、それ以前は周聡と三好政長が晴元の近くにそれぞれ仕えていたのであろう。このことを踏まえると、「史料1」の神五郎は周聡による代官職補任を停止するにあたって期待を寄せられる人物であることから、政長に比定してよいかと思われる。

ここで注意したいのは、政長が周聡に直接ではなく、長沢秀光を介して申し入れていることである。秀光は、周聡による裁定の結果を伝えるなど、取次を担っていた人物である「拙著二八二」。そのため、この段階では御前衆の合議体制がまだ成立していないとみられる。よって【史料1】は、木沢長政が合流する以前にあたる享禄年間前期のものとして推察される。

政長発給文書の初見は大永七年だが案文で、年代のはっきりする政長の花押のうちで従来知られる最古は天文八年のものとなる<sup>⑥</sup>。それ以後、没する天文一八年まで花押の形状は基本的に変わらない<sup>⑦</sup>。ところが

【図1】のように、【史料1】の花押はそれらとは形状が異なるので、初

期には別の花押を用いていたことが新たに判明する。【史料1】が見過ごされてきた要因は、ここにも求められる。

【史料1】が新たに提供する情報はそれだけではない。天文八年段階の書状では、当然のことながら「政長」と諱で署名するが<sup>⑧</sup>、【史料1】では「神五郎」という通称で署名しているのである。つまり、この段階にはまだ諱を有しておらず、比較的若年であったと想定しうる<sup>⑨</sup>。この点も享禄前期という推定年代を裏付けよう。二一歳になった晴元が天文三年に漸く諱を使用し始めることから「拙著四二七」、政長や同じくこの時期に台頭する柳本甚次郎が成人しても諱を用いなかったのは<sup>⑩</sup>、晴元からの偏諱を待っていたためかも知れない。

さて、以上の考察を踏まえたくうえで、永正四年以降の京兆家督をめぐる争乱のなかで、片山氏がいかなる立ち位置にいたのか検証しておきたい。まず指摘しておくべきは、永正一六年に四国から畿内への挽回を図っていた際の細川澄元の書状まで「片山五八・六二」、片山家には史料が一切残されていないことである。

後掲【史料4】によると、かつては澄元の書状をさらにもう一通所持していたようであるが、この時期に畿内を掌握していた細川高国方の書状が含まれていないことから、抗争の過程で片山氏は没落していた可能性もあるだろう。



【図1】三好政長の花押

その頃の当主は片山助次郎であった。黒田基樹氏は、永正一七年の澄元没後に、助次郎は高国方に属したと想定している。その根拠は、大永七年に比定される次の内藤国貞書状である。

【史料2】「片山九〇」

就今度 御入洛之儀、至此口被着陣、於被抽忠節者、本知事、涯分可申沙汰候、万一不相調候者、相当以自余在所、合力可申候、此段聊不可有相違候、恐々謹言、

十月十八日

彈正忠

国貞（花押）

片山助次郎  
進之候

この当時、国貞は高国方の丹波守護代であった。忠節を尽くしたら「本知」を安堵すると述べていることから、これ以前の片山氏には高国方での明確な立場はなかったようである。実際、片山氏は国貞との直接的な交渉ルートを持っておらず、一族の出野弥次郎と龍源庵周堅を介して「身退之儀」を申し届けることで【史料2】を得ている「片山九七」。

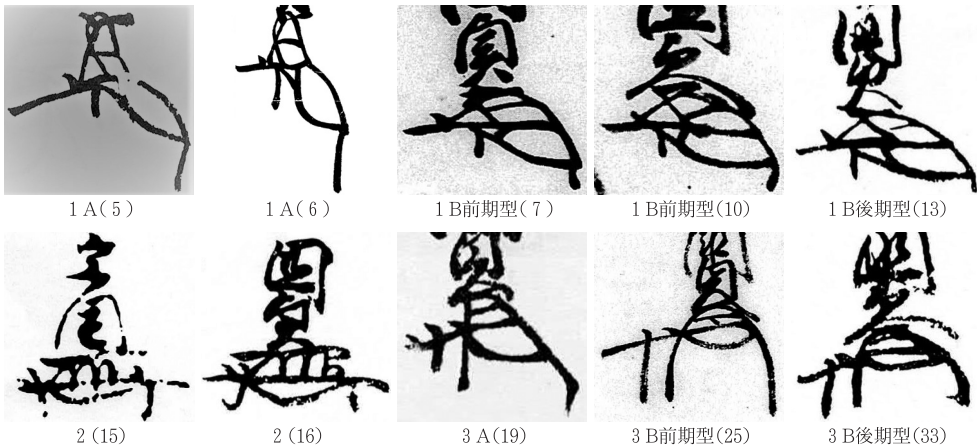
澄元方に味方していた片山氏は、【史料1】で新たに明らかになったように、その後継者たる晴元方にも属していた。それを踏まえたとはいえず、【史料2】を大永七年のものとすると、次のような筋書になる。大永七年二月の桂川合戦に勝利した晴元方は、澄元段階以来の積年の願望であった京畿進出を果たす。そこには片山氏も含まれていたであろう。対して高国方は京都を追われることとなるが、なぜだか片山氏はそこへの合流を願ったこととなる。しかも、その直後に片山氏は晴元方に帰参する。

このように矛盾含みの筋書となってしまうため、【史料2】の年次比定は修正する必要があるように思われる。そこで、次節では国貞の花押について詳細にみてみたい。

## 2 内藤国貞に属した時期

黒田基樹氏は、片山家文書における国貞の花押を（花1）～（花4）の四種に分類している。概ね妥当と思われるが、他家の文書でも援用可能とするために、ここでより厳密に分類しておきたい。その結論を先に提示しておく、【表1】と【図2】のようになる。

永正七年（一五一〇）のものが、確認しうる最も古い国貞の花押である「拙著二二八」。この形状のものは、永正七年から一一年までの期間に成立した高野山西院来迎堂勸進帳でも確認できるが「拙著五〇五～五〇六」<sup>12)</sup>、永正一七年を初見として基本的な筆順はそのままに卵のような丸まった形に変化する。よって、それ以前のものを花押1A、



【図2】内藤国貞の花押（括弧内の番号は【表1】と対応）

【表1】内藤国貞の花押

番号	年月日	花押	出典
1	(永正7). 10. 17	1A	『松尾大社史料集』130号
2	(永正7). 10. 17	1A	『松尾大社史料集』131号
3	(永正7). 10. 17	1A	『松尾大社史料集』132号
4	(永正7). 10. 17	1A	『松尾大社史料集』133号
5	永正9. 3. 21	1A	『久我家文書』428号
6	(永正7~11)	1A	興山寺文書161号 (中田法寿編『高野山文書』第7巻)
7	永正17. 9. 20	1B前	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【史料9】・【表2】2)
8	(年未詳). 11. 11	1B前	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【史料10】・【表2】3)
9	大永6. 12. 20	1B前	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【史料8】・【表2】4)
10	大永7. 5. 19	1B前	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【表2】5)
11	(享禄3). 6. 19	1B前	荻野文書4号 (『兵庫県史』史料編中世3)
12	(享禄3). 7. 27	1B後	中村文書3号 (『兵庫県史』史料編中世3)
13	(享禄3). 10. 18	1B後	片山家文書90号
14	享禄4. 3. -	1B後	和田寺文書24号 (『兵庫県史』史料編中世3)
15	(天文元)10. 4	2	片山家文書74号
16	(天文元). 12. 26	2	片山家文書56号
17	(天文元). 12. 26	2	片山家文書71号
18	(天文元). 12. 26	2	片山家文書84号
19	天文2. 2. 17	3A	安国寺文書75号 (『綾部市史』史料編)
20	(天文2). 9. 11	3A	片山家文書93号
21	天文2. 10. 13	3A	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【史料12】・【表2】8)
22	(年未詳). 2. 20	3A	片山家文書72号
23	(年未詳). 4. 23	3A	片山家文書59号
24	(年未詳). 6. 1	3A	片山家文書52号
25	天文5. 3. 15	3B前	雨森善四郎氏所蔵文書 (本文【史料13】・【表2】14)
26	(天文9). 9. 9	3B前	小早川文書 (本文註(10)若江論文)
27	(天文12). 8. 13	3B前	離宮八幡宮文書249号 (『大山崎町史』史料編)
28	天文14. 7. 13	3B前	湯浅文書 (本文【史料11】)
29	(天文14). 7. 24	3B前	片山家文書91号
30	天文15. 9. 25	3B前	片山家文書53号
31	(年未詳). 1. 7	3B前	片山家文書112号
32	天文17. 10. 13	3B後	安国寺文書76号 (『綾部市史』史料編)
33	天文18. 9. 14	3B後	片山家文書83号
34	(年未詳). 8. 27	3B後	片山家文書104号
35	(年未詳). 9. 1	3B後	片山家文書73号
36	(年未詳). 9. 1	3B後	片山家文書75号
37	(年未詳). 9. 1	3B後	片山家文書95号

以後のものを花押1Bと呼称する。  
このうち花押1Bが(花1)に該当する。花押1Bは、享禄四年(一五三二)まで確認できる。

そして、天文元年(一五三三)に形状を大幅に変更するので、これを花押2とする。この花押は(花2)に該当する。立て続けに天文二年にも、形状を大きく変えているので、以後のものを花押3としたい。

ただし、花押3には細かい形状の変化がみられる。例えば当初の花押は、左下の棒線が真下に伸びるのに対し、右下の棒線は右側に払うように伸びている。ところが、天文五年のものあたりから、左下に伸びる棒線と右下に伸びる棒線が左右両側に広がるのと同時に、左右対称に伸びるようになる。よって、前者を花押3A、後者を花押3Bと分類したい。このうち花押3Aが(花3)に、花押3Bが(花4)に該当する。なお花押3Bは、天文一七年あたりから左右両側の棒線が短くなってしまふ。

そのため、それ以前を花押3B前期型、以後のものを花押3B後期型とさらに細分しておく。

以上のように整理すると、花押1から花押3にかけての慌ただししい形状の変化は明らかに異常といえる。それと併せて注目したいのは、花押2が据えられることから天文元年に比定できる一〇月四日付の書状である「片山七四」。なぜなら、ここでは国貞と署名せずに「宗周」（刊本では「定国」と翻刻）と署名しているからである。おそらく、直前の享祿四年六月に主人である細川高国が自刃することから、国貞は入道するとともに、花押を変えてしまったのであろう。ところが、直後に高国弟の晴国を擁立することになったため、即座に還俗し、やや遅れて花押も再び変えたようである。

さて、問題となる【史料2】には、花押1Bが据えられている。よって、その点だけで判断すると大永七年（一五二七）に比定しても難はないが、花押1Bの全てを詳細に比較してみると、花押の下部に付く二つの棒線が当初は曲がっているのに対し、享祿三年から四年のものは真下に平行を意識して伸ばすようになっていくことに気付く。また、二つの棒線に挟まれた楕円部分の中央に引かれる短い縦棒が、当初は右上から左下に向いているのに対し、享祿三年後半以降は左上から右下に向くようになる。この二点から、花押1Bも前期型と後期型に細分しておきたい。

【史料2】に据えられた花押は、そのうち花押1B後期型に該当する。享祿三年一〇月頃に、高国勢が摂津にて京都方面へ向けて進軍していることや<sup>(8)</sup>、翌一二月に晴国率いる丹波勢が洛東に着陣していることから「拙著五四六〜五四七」、【史料2】とそれに副えられた龍源庵周堅の書状はこの年に比定するべきであろう「片山九七」。それに従えば、片山氏は

澄元と晴元の父子に一貫して属していたが、享祿三年一〇月に国貞を介して合戦を有利に進め始めた高国方に靡いたこととなる。摂津守護代家の薬師寺国盛もそうであったように、この時期に晴元方から高国方へ転じる者は少なくなかったようである「拙著一七二」。

ところが、片山氏の予想に反して、翌享祿四年六月に高国は敗死してしまふ。その一派も一旦は瓦解するが、程なくして弟の晴国が後継者として立つ。この晴国が権力として確立したのは、丹波の二大勢力で対抗関係にあった内藤国貞と波多野秀忠を一つにまとめた天文元年といつてよい「拙著五五四」。ここに至って同年一〇月に片山氏も、出野弥次郎を介して入道の身にある国貞に知行安堵の打診をしたようである「片山七四」。そして一二月二六日には、知行を安堵する旨の細川晴国書状と内藤国貞副状を正式に得ている「片山五一・七二」。このとき片山氏は、以前と同様に出野弥次郎を介してまず龍源庵周堅を頼っており、周堅は元広なる人物を使者として国貞に礼錢を贈った。それに対して国貞は、右の副状だけでなく、同日付で片山助次郎宛ての礼状と出野弥次郎宛ての書状も作成した「片山五六・八四」。これら一式を受け取った周堅は、翌天文二年に正月五日付の送り状を副えて片山氏へ転送している「片山六三」。

【史料3】「片山四九」

就当国成敗之儀、相談須智左馬允、令馳走候由、尤神妙候、弥忠節肝

要候也、謹言、

八月十日

片山彈正忠とのへ

六郎（花押）

諱を用いない、若年期特有の晴元書状である「拙著四二六」。天文二年正月の周堅書状までは助次郎の呼称であったが、【史料3】を初見として

片山弾正左衛門尉（弾正忠）と改称していることも確認できる。波多野秀忠ともともと相容れなかったこともあって、国貞は天文二年六月までに晴国方から晴元方に転じるが「拙著五六〇」、【史料3】の日付から片山氏もそれに応じたとみてよからう。

【史料4】「片山八〇」

御知行分之事、（細川政元）大心院殿様御下知并内藤殿遵行、（真正）真乘院殿様御書三通、

已上五通之分預り申候、恐々謹言、

須知左馬允

七月一日

長隆（花押）

片山助次郎殿

差出の須智氏は丹波国人で、澄元の上洛戦にあたって丹波の調略を進めており、澄元没後は晴元に属している「拙著一四三二」。澄元が院号であることから、晴元方による知行安堵を求めて片山氏が支証を託したことがわかる。刊本で天文六年と比定される【史料4】の年代を、のちに黒田基樹氏は天文二年に訂正している。【史料3】に「相談須智左馬允」とあるのがその根拠と思われるが、【史料3】は知行安堵ではない。そもそも黒田氏の想定とは異なり、片山氏が高国および晴国のもとへ走ったのはわずかな期間であったため、知行安堵の交渉に支証を改めて提出するというのも違和感がある。晴元方に支証を提出するとしたら、【史料1】の前後とみるのが妥当であろう。

後述のように、国貞は天文七年に晴元のもとを去り、高国残党として度々挙兵するが、天文一四年の挙兵に同意するまで「片山九一」、片山家には国貞方の書状が残されていない。その間に、国貞と対抗関係にあった波多野秀忠およびその配下の荒木清長から書状を得ているので「片山六〇・八

五」、しばらくは晴元方に残っていたようである。ただし、天文一四年以後は、国貞が没する天文二二年頃まで断続的に国貞方の書状が残っている。それらの書状は改めて検討するが、天文二年に晴国方から晴元方に転じた国貞に従ったように、片山氏は京兆家当主よりも守護代との繋がりを徐々に重視していく傾向にある。

## 二 内藤家の家督相続

### 1 貞正と国貞

本章では、内藤家の家督相続の時期とその特徴について整理しておく。

【史料5】「片山七九」

丹波国舟井郡和知下庄（除出野分・沢田分・事）、片山助次郎本領段分明間、永

被仰付訖、然早為守護不入之地、可被沙汰付彼代由候也、仍執達如件、

（永正一）二月廿七日 （内藤）元右（花押）

内藤亀満丸殿

【史料6】「片山八八」

丹波国船井郡和知下庄（除出野分・才原事）、片山助次郎本領之段分明之間、

永被仰付訖、然早為守護不入之地、可沙汰付助次郎代之由、任去月廿

七日御奉書之旨、可被存知者也、仍状如件、

（永正一）三月七日 （内藤）貞正（花押）

井上又六殿

永正二年（一五〇五）の【史料5】は細川京兆家奉行人奉書で、差出の

齋藤元右は細川政元の奉行人である。これは、【史料4】でいうところの

「大心院殿様御下知」に該当する。一方、「内藤殿遵行」にあたるのが【史

料6】で、【史料5】をうけて発給された内藤貞正遵行状である。ここから内藤龜満丸と貞正は、丹波守護代の業務を担っていることが確認できる。今谷明氏は、【史料5】と【史料6】の対比から、龜満丸を貞正に比定している<sup>(16)</sup>。それを踏まえて『和知町誌』では、二通の間に幼名から諱へ変化しているので、貞正はこの頃に元服して父元貞から守護代を継承したと推測する<sup>(16)</sup>。

ただし、貞正の嫡子である内藤国貞は、これから四年後の永正六年にはすでに彦五郎と称して守護代として活動していた「拙著一三八」。また、国貞宛ての京兆家奉行人奉書を貞正が丹波で遵行する事例に顕著なように、内藤家は在京する国貞と在国する貞正で効率的な分業体制をとっていた「拙著二二八〜二二九」。この場合、京兆家奉行人奉書の宛所となる国貞が厳密には現当主で、貞正は前当主という扱いになる。

右の二点を踏まえると、ここでの龜満丸は国貞に比定するべきであろう。幼名の龜満丸が守護代として京兆家奉行人奉書の宛所となっていることから、相当早い時期から家督の一部を嫡子に譲り、二頭体制をとっていることがわかる。拙著では、高国期を対象としてかかる分業のありかたをみたが、その体制はすでに政元期に始まっていたのである。

## 2 国貞と永貞

では、国貞が家督を譲る際にはどのような形をとったのかみておこう。

【史料7】 「片山七八」

何鹿郡綾部郷内北分事、令合力候、弥可被抽忠節儀肝要候、恐々謹言、

天文廿

九月廿三日

彦五郎

永貞（花押）

片山<sup>(遺)</sup>右近丞殿  
進之候

発給者の署名は、「永忠」と解読されることもままあるが、同日付の永貞書状が他に二通あり「片山九二・一〇二」、それらや国貞の署名と見比べても「永貞」であることは明らかである。内藤家の家督は、天文二二年（一五五三）に戦没するまで国貞が握っていたと考えられてきたので、【史料7】の位置付けは曖昧なものであった。例えば黒田基樹氏は、「永忠と国貞との関係については明確ではない」ので、「国貞からではなく、永忠から知行を与えられている背景についても不明」とする。福島克彦氏も、内藤国貞・永貞の発給文書について触れつつも、「一次史料で確認し得る国貞の實子は、一切存在しない」としているが<sup>(16)</sup>、結論を先に述べると、永貞は国貞の嫡子である。

従来は、備前守を称する内藤貞正から弾正忠を称する国貞への家督継承が、永正一七年（一五二〇）から一八年頃のことと想定されていた<sup>(17)</sup>。そのため、それ以前の史料上に度々登場する内藤彦五郎にはほとんど目が向けられなかったが、先述のように、彼がすでに丹波守護代として活動していた国貞に相当する「拙著二二八〜二二九」。そして、国貞が弾正忠を称していた段階に登場する内藤彦五郎を、通称の一致から国貞の嫡子で永貞とみてよいだろう「拙著七二五」。

なお、「高国」と署名した二通の書状中にみえる「内藤彦五郎」を『新修龜岡市史』は永貞に比定しているが<sup>(18)</sup>、出家して署名を「道永」と改める大永五年（一五二五）以前のものなので、国貞と訂正すべきである。三月一四日付で近日出張することを伝え、五月一四日付で丹波における戦功を賞していることから、永正一七年に澄元方に京都を追われたのち、丹波から「内藤衆」が上洛を図った際のものと思われる<sup>(19)</sup>。その点は、花



押の形状からも裏付けられる<sup>20)</sup>。よって、国貞は少なくとも永正一七年までは彦五郎を称しており、大永三年までに弾正忠へと改称したことになる<sup>21)</sup>。

前章で触れたように、細川晴国のもとで国貞と波多野秀忠は一旦まとまるが、天文二年に国貞は細川晴元のもとへ走った。すると、秀忠は内藤家歴代当主が用いていた備前守の受領名を称するようになる<sup>22)</sup>。「拙著五六〇」のち天文四年に秀忠も晴元のもとに帰参するが「拙著五六二」、おそらくこれを快く思わない国貞は永貞に当主の業務を委ねた可能性が高い。なぜなら、秀忠を筆頭とする天文六年の丹波金輪寺奉加帳に国貞の名がみえない一方で、「内藤彦五郎」永貞の名が初めて登場するからである<sup>23)</sup>。

そして、翌天文七年に国貞は晴元方を離れ、細川国慶とともに高国残党として挙兵する<sup>24)</sup>。「拙著六〇二」。ここで国貞は再び表舞台に立つこととなった。実際、天文一二年に高国の後継者として細川氏綱が和泉槇尾山で挙兵した頃までに、国貞は備前守の受領名を継承している<sup>25)</sup>。

これによって先代同様の二頭体制が固まったと思われる。事実、永貞は天文二一年九月までには歴代に倣って弾正忠へと改称する<sup>26)</sup>。「拙著七一〇」～「七一」。国貞による知行の付与が天文一八年九月一四日付を最後とすることから「片山八三」、それから【史料7】までの間に永貞の持つ権限の比重が大きくなったのであろう。

そして、天文二二年九月に国貞と永貞はともに戦没するが、その旨を記した「東寺光明真言講過去帳」には「父子共、依為守護代」書き入れたという理由が添えられている<sup>27)</sup>。「拙著七二五」。つまり、先代と同じく父子で守護代を分業していたのである。【史料7】はその体制のもと発給されたもので、片山氏は内藤父子没後も後掲【史料9】にて、「国貞・永貞被進

置候折紙・捻」を支証として用いている。

拙著では、細川氏綱が政治の最前線から退いた理由の一つを挙兵時から彼を支え続けてきた国貞の死に求めたが「拙著七二二」、より正確には、安定的な家督継承を目的としたはずの二頭体制がもろともに潰れてしまったことからくる絶望感もあったのではなからうか。結果、氏綱の権力は揺らぐことになるが、その危機を回避すべく氏綱は三好長慶に実権を託す。したがって、三好権力は偶然的の産物という側面も大きい。

### 3 宗勝と貞勝

国貞没後は本稿の対象外ではあるものの、ここまでみてきた内藤家独自の家督継承のありかたが、その後には与えた影響を若干みておきたい。

内藤国貞の娘婿は、松永長頼であった。そのため、天文二二年（一五五三）に国貞・永貞父子が戦没すると、翌天文二三年までの間に、長頼の子で国貞の孫にあたる千勝が内藤家の家督を継承することとなる。それとは同時に、長頼は内藤家を乗っ取る意志がないことを示すためか、入道して蓬雲軒宗勝と称するようになる<sup>28)</sup>。「拙著七〇九」～「七一」。

千勝は、長じて備前守貞勝と称するが、備前守もしくは貞勝の名で史料上で確認できるのは、永禄四年（一五六一）二月三日が初見で「拙著六一・七二八」、同年六月二〇日を最後にみえなくなってしまう。翌永禄五年八月一二日に、父の宗勝が備前守を称するようになるので、それまでに何らかの事情で貞勝は家督から外れたとみられる<sup>29)</sup>。

天文二三年から永禄四年までの貞勝の動向は一切不明だが、幼少のためやむを得ないところもある。とはいえ、彦五郎・弾正忠を経て備前守を名乗るという内藤家の伝統を踏まえると、突如として備前守の名で登場する

のもやや違和感がある。

この点を検証するうえで、次の史料は一つの参考となる。

【史料8】「片山七七」

片山右近丞申、丹波国船井郡和知下庄、除出野分・祖田分・才原分事、

任永正貳年御奉書并貞正御遵行旨、為守護使不入之地、可沙汰付彼代

者也、仍状如件、

永禄三  
十二月朔日

并河越中守殿

宗勝(松本藩)  
(花押)

【史料8】をうけて、小守護代の並河常為と船井郡代の並河宗秀の打渡状も発給された「片山九四・八九」。そのなかで【史料8】は「御遵行」と呼ばれている。つまり、宗勝は貞勝の動向が史料上で確認できる以前から、守護代としての業務を担っているのである。天文二三年に貞勝の家督継承が決まるも、【史料8】では宗勝が守護代としての業務を行い、翌永禄四年には貞勝が歴代当主の用いた備前守を称するも、さらにその翌五年には宗勝が備前守を称すようになっていく。以上の順に当主が交代したとは考え難いことから、二頭体制にあったと措定したい。同様に福島克彦氏は、軍事指揮権を持つ宗勝と知行宛行権を持つ貞勝に機能分化していたと説くが<sup>(26)</sup>、【史料8】が知行に関するものでその説には無理がある。やはり、内藤家の伝統に則ったとみるべきであろう。

すなわち、国貞が幼名時から在京して名目上の現当主となっていたことから、千勝も天文二三年の取り決め通りに早々に当主となったのではなからうか。幼いため、表舞台での積極的な活動がないまま、順当に彦五郎・弾正忠と改称していったのかもしれないが、波多野家との備前守の受領名を巡る対立という先例を踏まえると、その憂いをなくすために当初から備

前守を称した可能性が高い。対して宗勝は、正確には前当主ではないものの、内藤家の前例に倣ってそれに擬する立場から守護代の業務を担っていたのではなからうか。この場合、在国して遵行状を発給するのは宗勝で、実質的には守護代業務の多くを彼が負うこととなったに違いない。

仮にそうだとすると、片山氏はなぜ天文二三年から六年を経過して、突如として本領安堵を求めたのであろうか。一般的には京兆家の代替わりが一つの契機になると思われるが、【史料8】はあくまでも永正二年（一五〇五）の安堵に従うもので、このときに京兆家から安堵された形跡はない。

そこで留意したいのが、永禄四年二月が備前守としての貞勝の初見となることである。つまり、名目上の守護代であった千勝は、永禄三年末までに元服し、名実ともに内藤家当主となったのではなからうか。いかなれば、二頭体制で一貫しつつも天文二〇年頃に国貞と永貞の比重が入れ替わったのと同じ現象である。片山氏は、その代替わりの安堵を求めたものと思われる。

表舞台で活動を始めるや否や姿を消してしまつたため、貞勝と宗勝の二頭体制についてはその実態を把握しづらいが、次の史料からはその断片が垣間みえる。

【史料9】「片山八二」

好便之条令啓候、仍国貞・永貞被進置候折紙・捻共ニ以上ハ通預置候、

先度可進由承候つれ共、見失候て不進候、此間見出候、春辺備州御帰

城候ハ、尚以懇ニ懸御目、取合可申与存候へ共、以前御乞候つる、

殊大事之物にて候間、見出候を幸ニ返進申候、正月中ニ、宗勝も可被

罷上様ニ申候、其時御所持候て御出候ハ、前々之様牀懇ニ申候て可

令披露候、恐々謹言、

十二月廿七日

片山右近丞殿  
(康徳)  
進之候

龍源軒

紹堅(花押)

しばらく前から片山氏の支証を預かっていた紹堅は、貞勝に披露しようと思っていたが、求めに応じてここでひとまず返却している。おそらく片山氏は、【史料8】に引き続き本領以外についても代替わりの安堵を得ようと思っていたのであろう。ここから、【史料9】は永禄三年もしくは四年のものと推測される。

【史料9】によると、貞勝は年明けの春に、内藤家の居城である丹波八木城に帰るといふ。内藤家の現当主が在京業務を担っていたことに鑑みると、【史料9】発給の時点では京都にいとみられる。おそらく、京都での年頭儀礼を済ませたうえで帰城するのであろう。それに対して宗勝は、「罷上」とみえることから、八木城よりもさらに西方へ下っており、同じく年明け正月には八木城へ戻ってくるようである。ここに、京都と八木城を往復する貞勝と、在京業務を息子に任せて丹波国内を往来する宗勝の役割分担がみてとれよう。

拙著では、本来世襲されていなかった京兆家分国における守護代が、政元期から世襲制となっていくことを指摘した「拙著一七五・三八五」。本章で分析した二頭体制の実態からも、その点は裏付けられた。この事実から推するに、片山氏が内藤家に傾倒していくという前章でみた現象の要因は、世襲化によって守護代の権力基盤が安定していくことにも求められる。つまり、片山氏に限定される現象ではなく、京兆家分国の国人全体に敷衍しうるのではないかと思われる。その点は、次章で守護代と国人の具体的な関係性をみていくことで明らかにしたい。

### 三 内藤家の知行宛行と「合力」

#### 1 知行宛行状の変遷

拙著では、個別の国人・土豪の地位にもこだわって分析した。なかでも、各々が京兆家被官たる守護代の又被官なのか、それとも京兆家被官で守護代に寄子として添えられているのか、その峻別は権力構造を把握するうえでとりわけ重視している。

それと関わって、内藤永貞が発給した【史料7】でもう一つ注目されるのは、知行を宛行うのではなく、「合力」するという表現になっていることである。この表現については、守護代が配下を自らの被官で編成するのではなく、主として京兆家被官を寄子として編成していたことと密接に関係していると考えられる「拙著一九〇～一九一」。【史料2】にも「合力」とみえるように、片山氏はあくまでも京兆家被官であり、内藤家の寄子であるため、このような表現がとられたのではなからうか。

さらにもう一つ、【史料7】が書状形式であるにも拘わらず、付年号となっている点にも注意したい。なぜなら、このような様式の文書は、京兆家分国では本来存在しないからである。本章では、右の二点の問題を扱うこととする。

まずは、国貞による知行宛行の実態について整理しておきたい。国貞の知行宛行状は、【表2】に示した雨森善四郎氏所蔵文書のなかに含まれる大永六年(一五二六)のものが明確な初見となる(以下、【表2】から史料を引用する際には「雨森1」のごとく表記する)。

【史料10】「雨森4」

藤分之事申付候、涯分忠節肝要候、但不儀子細候者、其時ハ可召放候、

【表2】雨森善四郎氏所蔵文書のうち長尾家文書

番号	年月日	差出	宛所(受益者)	出典	形式
1	明応6.8.5	(斎藤)元右	長尾与三左衛門尉	929	奉書
2	永正17.9.20	(内藤)国貞	芝分名主百姓中(大西弥四郎)	1035	書下
3	(年未詳).11.11	(内藤)国貞	大西弥四郎	1036	書下
4	大永6.12.20	(内藤)国貞	大西弥四郎	1037	書状
5	大永7.5.19	(内藤)国貞	大西弥四郎	1038	書状
6	天文2.1.11	波多野孫四郎秀忠	大西弥四郎	1185	書状
7	(天文2カ).5.10	波多野秀忠	大西弥四郎	1284	書状
8	天文2.10.13	内藤国貞	長尾蔵介	1186	書下
9	(天文2).10.29	(細川)晴国	長尾蔵介	1193	書状
10	(天文3カ).8.11	(波多野)与三左衛門尉秀長	長尾蔵介	1194	書状
11	(年未詳).2.19	波多野与三左衛門尉秀長	大田村名主百姓中(長尾蔵助)	1435	書状
12	(年未詳).2.19	波多野与三左衛門尉秀長	勝林嶋名主百姓中(長尾蔵介)	1437	書状
13	(年未詳).4.21	(波多野)与三左衛門尉秀長	太田村名主百姓中(長尾蔵助)	1436	書状
14	天文5.3.15	(内藤)弾正忠国貞	長尾内蔵介	1187	書下
15	(年未詳).11.10	酒井左衛門助家紀 中沢新兵衛尉正綱	長尾蔵助	1447	書状
16	(年未詳).6.5	(細川)晴元	長尾蔵助	1376	書状
17	(年未詳).9.16	酒井左衛門助家紀	長尾内蔵助	—	書状
18	(年未詳).5.4	(波多野)孫四郎元秀	長尾太和守	1438	書状
19	(年未詳).6.9	松永与三右衛門尉言行	長尾太和守	—	書状
20	(年未詳).12.7	(細川)晴元	長尾大和守	—	書状
21	永祿4.6.20	内藤備前守貞勝	長尾蔵助	1382	書状
22	(年未詳).9.21	内藤河内守貞治	長尾蔵介	1443	書状
23	永祿10.4.5	(波多野)上総介元秀	長尾弥四郎	—	書状
24	(年未詳).2.11	宇野源六教重	長尾内蔵助	1433	書状
25	(年未詳).5.27	(山名カ)家豊	大西内蔵助	—	書状
26	(年未詳).8.27	本庄宮内少輔道芳	長尾藤兵衛	—	書状

註1) 東京大学史料編纂所影写本による。出典欄は『新修亀岡市史』資料編第1巻中世の文書番号。なお、19は『戦三』1842に翻刻される。

註2) 年次比定の根拠は以下の通りである。

- ・3…本文でみた知行宛行状の様式から、4以前のものと判断した。
- ・7…波多野秀忠に属してから大西家が長尾家に吸収されるまでの期間と推定した。
- ・9…花押の形状によって判断した[拙著542～543]。
- ・10…9の副状であるため、直後と判断した。ただし、なぜだか10ヶ月以上も遅れて発給されている。長尾蔵介の求めに応じて、のちに発給されたものかもしれない。
- ・11～13…長尾蔵介が晴国のもとで波多野秀長の寄子として活動を始める9から、内藤国貞のもとへ寝返る14までのものと推測した。ただし、天文5年以後のものである可能性も否定できない。
- ・15…中沢正綱は、天文19年7月までに「因幡守」の受領名を称すようになる(数井卓男家文書〔『新修亀岡市史』資料編第1巻中世1307号〕)。天文5年と翌6年に中沢正綱と酒井家紀が連名で活動していることから(能勢文書・金輪寺文書〔同上1207号・1220号〕)、その頃のものと思われる。なお、『新修亀岡市史』は正綱の通称を「左兵衛尉」と読むが、「新兵衛尉」が正しい(勝尾寺文書1169号〔『箕面市史』史料編2〕)。
- ・16…細川晴元が発給した20以前のものであることは明らかなので、さしあたりここにおいた。
- ・17…15にみえる酒井家紀の発給文書であることから、さしあたりここにおいた。
- ・18～20…波多野元秀が孫四郎を称すのは永祿5年12月22日が最後で(波多野芳野文書3号〔『兵庫県史』史料編中世3〕)、永祿7年11月27日には上総守(上総介)を称していることや(和田寺文書32号〔同上〕)、細川晴元が永祿6年に没していることから、長尾大和守の名がみえる書状は永祿前期以前のもものと推察される。21の宛所は代替わりして長尾蔵助となっていることから、それ以前のものとして判断した。
- ・22…永祿8年10月13日付の内藤河内守貞治禁制(二尊院文書〔東京大学史料編纂所影写本〕)が存在することや、永祿12年に比定される発給文書がある内藤貞虎の名が文中にみえることから(赤井文書7号〔『兵庫県史』史料編中世9〕・本文註(16)福島論文)、それに前後するものと思われる。
- ・26…本庄道芳は寛文8年没。

恐々謹言、

大永六

十二月廿日

(内書)  
国貞(花押)

大西弥四郎殿

文中に「不儀子細候者、其時ハ可召放候」とみえるように、宛所の大西弥四郎は国貞の被官で、ここでは付年号で書止文言を「恐々謹言」とする書状形式が用いられた。つまり、【史料7】と形式的には近い。同様の知行宛行状は大永七年にもみられる【雨森5】。

【史料11】 「雨森2」

勝林嶋之内芝入道跡職之事、大西弥四郎ニ申付候、年貢諸公事物等急度可其沙汰者也、仍状如件、

永正十七

九月廿日

芝分  
名主百性中

国貞(花押)

【史料10】を遡ること六年前の【史料11】では、大西弥四郎への知行宛行を本人ではなく「芝分名主百性中」に宛てて知らせる形をとっている。付年号で書止文言を「仍状如件」とする書下形式がとられているため、一見、上位権力が権利を付与する「判物」と評価できそうだが、国貞が前後

にそのようなものを発給していないことや大西弥四郎に直接宛てていないことは重視したい。この二点を踏まえると、【史料11】は守護代遵行状の様式を転用したものとみられる。おそらく、本来国貞には京兆家分国を切り取って与えるような知行宛行状を発給する権限がなかったため、このような様式がとられたのではなからうか。

【史料12】 「雨森3」

多紀郡片山分事、申付上者、可全知行者也、仍状如件、

十一月十一日

国貞(花押)

大西弥四郎殿

これも大西弥四郎に宛てた知行宛行状で、書下形式ながら付年号がないのは異例といえる。ここまでの一連の事例からも明らかのように、国貞による知行宛行状には一貫性がなかった。これは、先述のように京兆家の守護代が自らの被官を積極的に編成しなかったため、知行宛行をする機会もあまりなかったことを示唆している。

【史料13】<sup>26)</sup>

桐野河内之内片山孫六跡職所々散在・鳥羽村之内宗福分・志和加之内真久庵・山科之内寺分・世木村之内公文半分等之事、申付候上者、可抽忠節事肝要候、謹言、

天文十四

七月十三日

国貞(花押)

湯浅五郎兵衛尉殿

湯浅四郎次郎殿

吉田新左衛門尉殿

「謹言」という薄礼の書止文言から、これも国貞の被官に対する知行宛行状とみてよからう。国貞の知行宛行状には一貫性がなかったが、大永六年・同七年そして天文一四年(一五四五)の事例を並べると、大永年間以降は概ね書式が定まったように見受けられる。

## 2 「合力」の登場と確立

【表2】に示したように、大西弥四郎の名は天文二年(一五三三)五月を最後に姿を消し「雨森7」、同年一〇月を初見として長尾蔵介の名が登場する「雨森8」。【史料10】や【史料11】で大西弥四郎が得た知行は、後掲【史料15】にみえるように長尾蔵介へと踏襲されている。詳しい事情

はよくわからないが、明応六年（一四九七）を初見とする長尾家文書のなかに「雨森1」、大西家文書が組み込まれていることから、天文二年に大西弥四郎は長尾家の家督を平和的に継承したようである。

実際、「長尾弥四郎」や「大西内蔵助」など、両家の名字と通称を混交する事例もみられるように「雨森23・25」、大西家と長尾家は一体のものであったが、単純に同列に並べることもできない。例えば、京兆家奉行人奉書は被官への命令文書として成立したもので「拙著三二」、宛所となる長尾与三左衛門尉は京兆家被官とみられる「雨森1」。また、長尾蔵介は波多野秀長の寄子的な立場として細川晴国に属していた「雨森9」。つまり、長尾家の家格は一貫して京兆家被官であるのに対して、大西家は内藤家被官なのである。この事情を踏まえたくて、天文二年以後の動向をみておきたい。

天文二年正月に、国貞のライバルである波多野秀忠は、内藤家被官の大西弥四郎に太田村のうち公文分の知行を与えた「雨森6」。さらに秀忠は、五月に大西弥四郎の「本知」である勝林嶋の知行を「新給」として与えている。右の表現からは、これ以前に大西弥四郎が秀忠のもとへ走ったため、国貞によって勝林嶋の知行が召し上げられたことを想定できる。こうした応酬も、国貞が晴国のもとを離れた理由の一つに違いない。

【史料14】「雨森8」

此砌可被抽忠節由候間、太田之内公文分寺庵等事、合力申候、聊不可有相違者也、仍状如件、

天文式

十月十三日

内藤

国貞（花押）

長尾蔵介殿

おそらくこの直前に、大西弥四郎は長尾家を相続して蔵介を称するよう

になったものと思われる。その長尾蔵介に対して、国貞は大西弥四郎段階に所持していた知行を与えて味方に引き入れた。ところが、その直後にあたる一〇月二一日の穴太合戦で、長尾蔵介は再び国貞のもとを離れ、波多野秀長の寄子として晴国方に属して戦った「雨森9」。それから三年後にも、国貞はかつて大西弥四郎が有した知行分を与えることで、再び長尾蔵介を味方に引き入れている。

【史料15】「雨森14」

料所加舍庄、從岡井分出本役者如此間除之、并太田村内公文分・同藤村分・智

足院分・勝林嶋内芝分等事、令合力上者、可被抽忠節者也、仍状如件、

天文五

彈正忠

三月十五日

国貞（花押）

長尾内蔵介殿

ここで、【史料14】と【史料15】の様式についてみておきたい。国貞がこれまで差配してきた知行分なので、いずれも実質は知行宛行といってよい。しかし、宛行ではなく「合力」という表現を用いている。内藤家被官の大西弥四郎から京兆家被官の長尾蔵介に立場が変わったため、「合力」という表現になったとみてよからう。ここから、【史料7】にみえる「合力」を寄子に対する知行の付与と解釈する妥当性を得ることができる。

【合力】による知行の付与は、【史料2】から、享祿三年（一五三〇）にはすでに行われていたようである。

書状形式ではなく、付年号の書下形式が採用された理由ははっきりしないが、対象が自らが差配してきた知行分であると同時に、宛所が自らの被官家という側面も有していたためと考えられる。また、波多野秀忠がこの頃に守護代を標榜し、「判物」を発給し始めたことも意識しているのかも

しれない「拙著五六一」。

しかし、この様式は右の二通に限られており、天文一五年には次のような様式の「合力」がみられるようになる。

【史料16】「片山五三」

塩田村之内木村分并福本跡職之事、合力申、可被抽忠節儀肝要候、恐々謹言、

天文十五

九月廿五日

備前守

国貞（花押）

片山神三郎殿  
（連徳）  
進之候

通称と諱による署名は、【史料15】を踏襲しているが、書止文言は書下形式から書状形式へと改められている。ただし、通常の書状とは異なり、【史料10】や【史料13】同様の付年号の形式がとられている。ここから、実態としては知行の宛行に近いかと思われる。その点は、片山氏に対する知行を用意できなかった際に、国貞がその代わりとなる切米を与えていることから窺える「片山七三・七五・一一二」。何より、国貞が「片山」への「先日遣候知行分」と述べていることに明白である「片山九一」。おそらく、内藤家被官の側面も有する長尾家は特例で、身分上は対等の関係にあたる一般的な京兆家被官にも援用するため、書下形式を私的な書状形式に砕くことで対応したのであろう。

さらに国貞は、天文一八年にも片山康隆に宛てて【史料16】と同様のものを発給している「片山八三」。つまり、永貞による【史料7】は、父国貞が用いた様式を踏襲したものであった。実は、【史料7】と同日付の二通も、同じく知行を「合力」するもので、付年号となっている「片山九二・一〇一」。このように、片山家文書には「合力」の書状が計五通伝わって

いる。

加えて、永貞のちに内藤家の家督を継いだ貞勝も、永禄四年（一五六二）に同じ様式で知行を「合力」している「雨森21」。同じく宗勝も、弘治二年（一五五六）に「与力」に対して「合力」した事例がある<sup>28</sup>。さらに宗勝が知行を一括で安堵する場合は、「令合力所々事」という表題に続けて知行を簡条書で書き上げ、最後に付年号の書状形式で締め括る方法がとられた<sup>29</sup>。このように【史料16】に始まる様式は、世代を越えて用いられる定型となった。

### 3 「合力」の位置付け

前節までの考察を踏まえると、内藤家は本来知行宛行を行うべき立場になかったが、大永・享禄期に知行宛行の模索が始まり、天文期に入ると「合力」という形を装うことで実質的な知行宛行が常態化するようになったといえる。それによって、独自に丹波国人の編成を進めたのであろう。実際、片山氏も、享禄年間の【史料4】では京兆家による安堵を支証として用いていたが、のちに永禄年間の【史料9】では【史料16】をはじめとする「国貞・永貞被進置候折紙・捻」を支証として用いるようになっていく。

その一方で、「合力」という形式にこだわったように、最後まで京兆家の枠組に留まり続けていたことは見落としてはならない。それを踏まえると、守護代の世襲化を下剋上の要因とみるのは一面的な結果論で、本質的には京兆家が軍事力を安定的に確保するためにとった措置と評価するべきであろう。その点につき、【史料16】以下の様式をもう少し丁寧に位置付けておきたい。

【史料16】以下の様式は、実際に支証として用いられたように、証拠機能を持たせるために付年号が施された。これらの発給が本来の守護代としての権限を越えてなされたことは、ここまでみてきたように明らかである。そのため、これを「判物」と呼ぶのも一つの考え方もかもしれないが、京兆家被官という同格の人物を対象としていることから若干の躊躇も覚える。その点で参照したいのは、研究上で「判物」として一括されるものも、戦国期には守護層が発給する「判物」と守護代層が発給する「折紙」とで、明確に区別されていたという小谷利明氏の指摘である<sup>20</sup>。たしかに同じ支証でも、【史料4】で京兆家奉行奉書は「御下知」、守護代遵行状は「遵行」、京兆家当主書状は「御書」と呼ばれる一方で、守護代が独自に発給したものは「国貞・永貞被進置候折紙・捻」と呼ばれていた。

この「国貞・永貞被進置候折紙・捻」は、【史料9】によると総じて「六通」であったという。そのうち五通は、ここまでみてきた「合力」の書状でいずれも折紙である。したがって、残る一通の捻とは、堅紙に差出・宛所の檢封上書を施し、「申合知行分儀、御手ニ不入由候条、以切米可申談候」と伝えた国貞書状の他に該当するものはない「片山一一二」。この書状は、細川氏綱のもとでの知行の調整がうまくいかなかったため、国貞から切米を支給する旨を伝えたものである。

また、「国貞・永貞被進置候折紙・捻」の提出とほぼ同じ時期に、片山氏は本知の知行安堵も求める。その結果として発給された【史料8】は、守護の命令系統に基づくものであった。この【史料8】は、先述のように「御遵行」と呼ばれている。

以上のように、守護の命令系統における文書は、常に行為や敬意を含意した呼称となっていた。それとは対照的に、守護代が独自に発給したもの

は「折紙・捻」という形態以上の含意がない淡白な表現であった。このように、両者には明確な意識の違いがある。

したがって【史料16】以下の様式は、「判物」ではないが支証として機能しうる「判物的折紙」と説明したほうが、史料用語としての「判物」を研究用語として拡大解釈するよりは混乱も少なく、実態を的確に捉えられるのではなからうか。換言するならば、守護代遵行状を転用した【史料11】に始まり、「判物的折紙」の【史料16】を経て、確実な「判物」が成立するまでの階梯を想定しつつ段階的にみたほうが、京兆家の影響力が色濃く残る丹波においては、権力の発展や京兆家・守護代・国人の関係を正確に把握できるように思われる。

#### おわりに

本稿では、まず第一章にて、京兆家内訌における片山氏の立ち位置を確認した。従来は、永正一七年（一五二〇）の細川澄元没後に敵対していた細川高国方に転じたが、天文二年（一五三三）に澄元息の晴元方に帰参したと考えられていた。ところが実際は、澄元没後も晴元方の姿勢は一貫しており、享禄三年（一五三〇）に守護代の内藤国貞を介して初めて高国方に属し、天文二年に晴元方に転じた国貞にそのまま従ったとするのが正しい。このような片山氏の動きからは、享禄三年を転機として、京兆家当主から守護代へと傾倒していく変化を読み取ることができる。

続く第二章では、細川政元期以降の内藤家が守護代を世襲するようになるのと同時に、父子による在京と在国の業務分担が常態化することを確認した。これによって丹波の権力基盤が安定化したため、片山氏もその傘下



に入ったほうが有効と判断したのである。

最後に第三章では、「合力」という形で知行を付与することで、内藤家が京兆家被官たる丹波国人を寄りとして編成していたことを確認した。被官への知行宛行に對置しうる寄りへの「合力」という視点を導入することによって、丹波における守護代権力の拡大過程が、従来よりも具体的に描けるようになったと思われる。

以上、雑駁な考察に終わったが、拙著を人物事典として用いることで、これまでよりも矛盾の少ない史料解釈が可能になったことを多少なりとも理解していただければありがたい。拙著は、全体として細川権力の構造を明らかにしようとしたものであるが、ある特定の権力が目指すべきところを論じるという従来の研究方法からは少し距離をおき、あらゆる階層の人物を主体的に描いた点に特徴がある。その狙いは、一方向からの偏った見方に陥るのを避け、人物相互の関係をより正確に捉えることにあった。結果として、やや煩雑な内容になったものの、畿内の政治史を従来よりも構造的に捉えられるようになったと自負している。

実際、京兆家内訌の様相や守護代家における相続の方法、あるいは守護代による国人編成など、拙著における分析結果は、片山氏という国人側の視点からみても裏付けることができたと思う。このように、人物相互の関係をより正確に捉えることができれば、自ずと史料解釈も矛盾の少ないものになるといえるのが拙著に一貫する考えであり、本稿の結論でもある。

## 註

(1) 拙著『戦国期細川権力の研究』（吉川弘文館、二〇一八年）。以下、拙著とはこれを指す。

(2) 以上、五つの権力概念については、下記の論考をそれぞれ参照されたい。今

谷明『室町幕府解体過程の研究』（岩波書店、一九八五年）。末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年）。古野貢「中世後期細川氏の権力構造」（吉川弘文館、二〇〇八年）。浜口誠至「在京大名細川京兆家の政治史的研究」（思文閣出版、二〇一四年）。天野忠幸「増補版 戦国期三好政権の研究」（清文堂出版、二〇一五年）。

(3) 『和知町誌史料集』一（和知町役場、一九八七年）。黒田基樹「室町・戦国期の和知荘と片山氏」（藤木久志・小林一岳編『山間荘園の地頭と村落』岩田書院、二〇〇七年）。以下、黒田氏の所説はこれによる。なお、本稿で片山家文書を引用する際は、東京大学史料編纂所写真帳にて適宜修正している。

(4) 「細川両家記」享祿四年条（『群書類従』第二〇輯）。

(5) 天野忠幸「摂津における地域形成と細川京兆家」（前掲註（2）天野著書、初出二〇一〇年）。山下真理子「天文期山城国をめぐる三好宗三の動向」（『地方史研究』第三八六号、二〇一七年）など。

(6) 疋田家本離宮八幡宮文書三七号（『大山崎町史』史料編・『戦国遺文 三好氏編』三七号（以下『戦三』三七と略す）。清涼寺文書二一号（『京都浄土宗寺院文書』・『戦三』一一六）。

(7) 『本興寺文書』第一卷九号（『戦三』一一四）。多田神社文書四三七号（『兵庫県史』史料編中世一・『戦三』一一三〇）。

(8) 『大徳寺文書』一九三三一一号・二三六九号・一一五五号（『戦三』一一四・一一五・一一三〇）。

(9) 天和三年（一六八三）の自序を有する衣笠一閑の『塚鑑』（『続々群書類従』第八、六三五頁）によると、政長は天文一八年に四二歳で戦没したとされるが、根拠ははっきりしない。

(10) 拙稿「柳本甚次郎と配下の動向」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第一九号、二〇一九年)。

(11) 若江茂「小左宛 内藤国貞書状」(『丹波』第九号、二〇〇七年)も国貞の花押編年を若干試みているが、論題に掲げられる【表1】26の書状を天文一四年頃から天文二二年までのものと推定するなど粗雑である。若江氏が右の書状で「仍我等方至芸州出籠候」と解説している部分は、正確には「仍尼子方至芸州出張候」であることから、天文九年に特定することができる。

(12) この勸進帳には、畠山家およびその内衆による連署と、細川家およびその内衆による連署が貼り継がれている。そのうち畠山家内衆の連署は、「筑前守」すなわち永正八年七月に戦没する遊佐順房の署判が含まれることから(弓倉弘年「紀伊守護家畠山氏の支配体制」(同「中世後期畿内近国守護の研究」)清文堂出版、二〇〇六年)、それ以前の成立とみられる。

(13) 「細川両家記」享禄三年八月二七日条〜一〇月一九日条。『実隆公記』享禄三年九月一九日条。『二水記』享禄三年九月一九日条・一〇月九日条。

(14) 今谷明「室町・戦国期の丹波守護と土豪」(『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七八年)。

(15) 『和知町誌』第一卷(和知町役場、一九九五年)一一一頁。

(16) 福島克彦「丹波内藤氏と内藤ジョアン」(中西裕樹編『高山右近』宮帯出版社、二〇一四年)。

(17) 前掲註(14)今谷論文。

(18) 五苗文書(『新修亀岡市史』資料編第一卷中世二二五九号・二二六〇号)。

(19) 『二水記』永正一七年五月四日条。

(20) 五苗文書の花押は『新修亀岡市史』本文編第二卷七六頁・七七頁。永正一七年段階の高国の花押については、賀茂郷文書研究会「山城国相楽郡賀茂郷の土

豪と文書」(『史敏』通卷二二号、二〇一四年)のうち國原卓哉氏執筆部分を参照されたい。

(21) 龍潭寺文書(『新修亀岡市史』資料編第一卷中世二五五三号)。

(22) 金輪寺文書(『新修亀岡市史』資料編第一卷中世二二〇号)。なお、ここに据えられる花押と【史料7】の花押は一致する。

(23) 離宮八幡宮文書二四九号(『大山崎町史』史料編)。

(24) 福島克彦「文書解題」(『丹波国船井郡小林家文書調査報告書』南丹市日吉町郷土資料館、二〇〇六年)。

(25) 前掲註(16)福島論文。

(26) 湯浅文書(東京大学史料編纂所影写本)。

(27) 小林家文書二号(前掲註(24)文献)。

(28) 小林家文書三号。内閣文庫蔵諸家文書纂波多野家文書三二号(『兵庫県史』史料編中世九)。

(29) 小谷利明「守護代直状形式の文書について」(『中世後期守護権力構造の史料学的研究』研究代表者古野貢、二〇一三年)。

(付記) 脱稿後、田中大喜他「益田實氏所蔵新出中世文書の紹介」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第二二二集、二〇一八年)六四号文書の(永禄四年)七月二六日付朝倉義景書状に、「内藤備前守」が登場することに気付いた。内藤貞勝の史料上の所見は、これが最後となる。